

<p>教育目標</p>	<p>1 学校教育目標</p> <p>(1) 生徒のやる気を引き出す学習指導を行うとともに自学自習の姿勢を育てる</p> <p>(2) 社会の一員としての自覚に基づいた判断・行動のできる態度を養う</p> <p>(3) 進路指導の更なる充実と進学実績の向上</p> <p>(4) 開かれた学校づくりを推進する</p> <p>(5) 風通しのよい職場環境づくりを推進する</p> <p>2 部活動の教育的意義</p> <p>部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであるが、学校教育の一環として教育課程での取組とあいまって、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、豊かな学校生活に資するためのものである。</p>
<p>部活動の基本方針</p>	<p>1 効果的な活動の推進</p> <p>(1) 適切な指導</p> <p>部活動顧問（以下、顧問という。）は合理的でかつ効率的・効果的な練習が行えるよう努めるものとする。その際、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年文部科学省）、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月スポーツ庁）、「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン（改訂版）」（平成30年6月千葉県教育庁）、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月文化庁）等（以下、ガイドライン等という。）の趣旨を十分に踏まえるものとする。</p> <p>(2) 活動計画の作成</p> <p>顧問は、生徒のニーズ・意見を把握し、年度当初に年間の活動計画（目標や方針、主な活動日や参加予定大会等）を作成するとともに、毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成する。また、学校は活動計画を生徒・保護者等に伝えるとともに、活動結果をHP等で積極的に公表する。</p> <p>(3) 体罰の根絶等</p> <p>体罰は学校教育法で禁止されていることはもとより、人権尊重の精神に反し、絶対に許されないことである。また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等、生徒の人格や尊厳を不当に傷つけないよう併せて配慮する。</p>

2 適切な休養日等の設定

部活動は様々な教育的価値があり人間形成に大きく役立つものであるが、行き過ぎた活動は、教員、生徒ともに無理や弊害を生む可能性がある。生徒の多様な体験の充実や心身の健全な成長を促進するという観点からも、適正に部活動を推進することが重要である。

そこで顧問は、ガイドライン等に示された適切な活動時間及び休養日の設定基準を目安に、効率的・効果的な部活動の推進に努めるものとする。大会等によりこの基準によらない場合も考えられるが、高校生という発達段階及び地域のニーズや学校での活動実績等を踏まえ、その前後の活動時間を短縮したり、定期試験前及び試験中の一定期間や学校全体の部活動休止期間を設けたりするなど、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間を調整し、年間を通し計画的に休養日を設定することで、その活動が過度にならぬよう工夫することが重要である。

なお、長期休業中は、生徒の多様な体験の充実や心身の健全な成長を促進するという観点から、まとまった休養期間を設けるなど、十分な休養を取ることができるよう配慮する。

3 けがや事故の防止

(1) 発達段階に応じた指導

部活動は、生徒の能力や目標に応じて、より高い水準の技能や記録を目指すことから、思わぬ事故が起こる場合がある。けがや事故を防ぐために、顧問は常に指導技術を高めることが求められる。また、生徒の発達段階や体力、技術の習得状況等を把握し、生徒にとって無理のない活動となるよう留意するとともに、その日の環境条件や生徒の体調等の確認を必ず行うなど、事故の未然防止に努める。特に、高温・多湿となる時期には、室内外の活動によらず、熱中症への対応に十分留意する。

(2) ルールの徹底

生徒一人一人に安全に関する知識や技能を身に付けさせ、生徒自身が積極的に自分や仲間の安全を守れるように指導する。事故防止のために、活動中に守るべきルールを定め、年度当初に全部員に周知するとともに、機会を捉えて繰り返し確認をするなど、徹底を図れるよう努める。大会や遠征等、学校外での活動は顧問の監督下で行うことを原則とし、生徒だけで活動することがないようにする。公共交通機関を利用する際のマナー等についても、日頃から十分な指導を行うものとする。

(3) 施設・設備の点検

施設や設備の定期的な安全点検は法律で義務付けられており、顧問として、施設・設備や用具の管理には万全を期す必要がある。顧問は、日常的な安全の確認や点検を実施し、事故防止に努めなければならない。

(4) 校内体制の整備

毎年度当初、けが人や病人の発生から手当てや管理職への報告、医療機関や保護者への連絡、記録の保存等、校内体制を整備・確認するとともに、職員間の共通理解を図る。AEDを含む応急処置などの対応を正確に行えるようにすることも重要である。

(5) 顧問不在時の対応

部活動は学校教育の一環として、通常は顧問が直接指導に当たる。しかしながら、他の校務などで、一時的に活動場所に顧問が不在となる場合は、複数の顧問間による連携や他の部活動顧問への監督依頼などの支援体制を整えたいうえで、練習内容を安全性の高いものに変更したり、練習量を思い切って軽減したりするなど、活動内容を工夫して行う。

(6) 個人情報の取扱

緊急連絡網等を作成する際、生徒のメールアドレスなどを収集するにあたっては必ず保護者の承諾を得るとともに、その情報を第三者に漏洩したり、目的外に使用したりしてはならない。大会等でこれらの情報を携行する必要があるときは、必ず管理職に許可を得るとともに、持ち出す情報も最小限とするなど、その管理には十分注意する。

4 その他

(1) 地域との連携

生徒の活動充実の観点から、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携など、運営上の工夫に努める。また、これらの取組を通じ、学校と地域・保護者が協力して、生徒の健全な成長のためのスポーツや文化芸術活動を支援する。

(2) 参加する大会等の見直し

様々な大会に参加するあまり、生徒や顧問の過度な負担とならないよう生徒が参加する大会等を精査する。

(3) 指導上の配慮

顧問は、生徒自らが意欲をもって取り組むことができるよう、雰囲気づくりや心理面での指導を工夫する。顧問の感情により指導内容や方法が左右されないよう注意するとともに、生徒の疲労状況や精神状況をしっかりと把握する。

(4) いじめ等の防止

部活動は複数の学年の生徒が参加すること、同一学年でも異なる学級の生徒が参加すること、目的や技能が様々であることなどの特色をもっているため、顧問は生徒の人権意識の育成、生徒への目配りや気配り等により、適切な集団づくりをしなければならない。特に、いじめについては、決して行ってはならないという強い認識のもと、学級担任や養護教諭等との連携を含めて、様々な角度から生徒の姿を把握し、未然防止に努めなければならない。

(5) 会計の取扱

物品の購入や大会等への参加費の徴収など金銭に関わることについては、家庭の負担軽減に努め、徴収に当たっては事前に校長の許可を得なければならない。また、会計報告等の作成により保護者への説明を丁寧に行うとともに、領収書等についても一定期間保管し、説明責任を果たせるようにする。

(6) この方針により難しいものについては、その都度校長が判断する。